



長門川水道企業団告示 1 1 号

地方自治法第234条第1項の規定により、一般競争入札を次のとおり実施する。

令和8年6月22日

長門川水道企業団
企業長 橋本 浩



1 入札に付する事項

- | | |
|------------|---|
| (1) 業 務 名 | マッピングシステム構築業務委託 |
| (2) 業 務の場所 | 長門川水道企業団 給水区域内 |
| (3) 業 務の期間 | 契約日の翌日から令和10年3月25日まで |
| (4) 業 務の概要 | |
| ① 目的 | 現在使用しているマッピングシステムが使用開始から15年経過し、システムが不安定となり、問合せ等の対応に不都合が生じていることから、システムを更新するものです。 |
| ② 内容 | マッピングシステム構築 一式
ファイリングシステム構築 一式
詳細内容は、特記仕様書に記載のとおりとする。 |
| (5) 最低制限価格 | 無 |

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本業務の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 競争入札参加資格者登録簿に登録されている者で、区分 測量等業者、資格業種名 土木関係建設コンサルタント業務、業務内容名 上水道及び工業用水道 に登載される者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定による制限を受ける者でないこと。
- (3) 長門川水道企業団契約に係る暴力団対策措置要綱に定める暴力団排除措置要件に該当しない者であること。
- (4) この公告の日から本業務の入札の期日までの間において、長門川水道企業団建設工事請負業者等指名停止要領（平成28年 告示第14号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けた日から起算して2年を経過していない者

- イ 本業務の入札の期日前6月以内に手形または、小切手の不渡りがあった者
 - ウ 会社更生法の規定による更正手続開始の申立てをした者であって、同法の規定による更正手続開始の決定がされていない者
 - エ 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てをした者であって、同法の規定による再生手続開始の決定がされていない者
- (6) 次のすべての届出の義務を履行している者（当該届出の義務がない者を除く。）
- ア 健康保険法（大正健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和29 年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和49 年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- (7) 次に掲げる資本関係又は人的関係のある者が、同一入札に同時に参加していないこと。
- ア 代表役員本人又はその企業が、他の入札参加者へ総資本額の50パーセント以上を出資し、又は出資を受けている者
 - イ 代表役員又は役員が、他の入札参加者の代表役員又は役員を兼ねている者（ただし、監査役及び社外役員を除く。）
 - ウ 組合及びその構成企業
 - エ 代表役員及び他の入札参加者の代表役員が、次のいずれかに該当する者
 - (ア) 配偶者
 - (イ) 直系血族
 - (ウ) 兄弟姉妹
- (8) 関東圏内に本店を有する者
- (9) 品質マネジメントシステム（ISO9001）の認証を事業所内で受けている者
- (10) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC27001）の認証を事業所内で受けている者
- (11) プライバシーマーク（JIS Q 15001）の認証を受けている者
- (12) 過去5年間（公告日から5年前の日が属する年度の初日を含む期間をいう。）において、官公庁が発注した本公告と同種業務（マッピングシステム構築業務委託をいう。）を直接（元請）受注した実績を10件以上有する者
- (13) マッピングシステム構築業務委託（以下「本業務」という。）特記仕様書の技術者資格要件を全て満たす者
- (14) 本業務特記仕様書に定める内容が遂行できる者
- 3 入札の場所及び日時に次の場所に集合すること。
- (1) 場 所 千葉県印旛郡栄町安食台1丁目2番 長門川水道企業団会議室
 - (2) 日 時 令和8年7月31日（金） 14時20分
- 4 契約条項、設計図書等を示す場所及び日時

次のとおり、本業務に係る契約書案、設計書及び特記仕様書並びに入札約款（以下「設計図書等」という。）を縦覧に供する。

- (1) 縦覧期間 この公告の日から令和8年7月10日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
- (2) 時 間 午前9時から午後5時
- (3) 縦覧場所 千葉県印旛郡栄町安食台1丁目2番 長門川水道企業団会議室
- (4) 縦覧の申し込み

設計図書等の縦覧を希望する者は、電話等により申し込むこと。申し込みがあったときは、希望日時を考慮して、縦覧日時を指定する。

申込先 長門川水道企業団 水道課 工務管理係
電話 0476-33-7718 FAX 0476-80-0760

- (5) 設計図書等の配布

次のとおり、希望者に設計図書等を有償で配布する。記録媒体の持参の場合は無償とする。

ア 配布期間 この公告の日から令和8年7月10日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

イ 配布時間 午前9時から午後5時まで

ウ 配布場所 長門川水道企業団 事務所

エ 申込方法 設計図書等の配布を希望する者は、令和8年7月10日（金）までに企業団窓口にて設計図書等申込書により申し込むこと。

オ 配布価格 申込み時に示す。

- (6) 設計図書等に関する質問

設計図書等について質問がある場合は、次のとおり書面（ファクシミリ、電子メール）により提出すること。（必ず到着確認を電話ですること。）なお、質問に対する回答は、令和8年7月17日（金）に時間を指定した上で行う。（企業団ホームページに掲載及び電子メールにより送信する。）

ア 提出日 令和8年7月14日（火）

イ 時間 午前9時から午後5時

ウ 提出先 長門川水道企業団 水道課 業務係

電話 0476-33-7718 FAX 0476-80-0760

メールアドレス nagato01@nagatogawa.jp

- 5 入札保証金に関する事項

(1) 入札参加希望者は、長門川水道企業団財務規程（以下「財務規程」という。）第112条第1項の規定により、入札金額の100分の5以上（円未満切上げ）の入札保証金を、現金又は財務規程第112条第2項に規定する有価証券をもって納めなければならない。

(2) 次のいずれかに該当する者は、入札保証金を納める必要はない。

ア 過去2年間に、長門川水道企業団(以下「企業団」という。)と本件工事と種類及び規模を同じくする工事の請負契約を締結し、これを誠実に履行した実績を有する者

イ 過去2年間に、国(公社、公団、独立行政法人等を含む。)又は他の公共団体と本件工事と種類及び規模をほぼ同じくする工事の請負契約を数回にわたって締結し、これを誠実に履行した実績を有する者であって、入札参加資格審査申請書等に当該請負契約書の写しを添付したもの

ウ ア又はイに該当する者以外の者であって、保険会社との間に企業団を被保険者とする入札保証保険契約を締結したもの

(3) 落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当する。

(4) 落札者以外の入札者の入札保証金は、落札者決定後、直ちに還付する。
なお、この場合は、利子を付さない。

(5) (2)に該当する者以外の者は、入札参加資格審査申請の前に、企業団水道課 業務係(電話 0476-33-7718 内線235)に照会すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札約款等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、入札参加資格を有すると認められた者であっても、その確認後指名停止を受け、入札時において指名停止期間中である者は、入札に参加することができない。

7 その他の事項

(1) 入札参加資格の審査等

本件工事の入札参加希望者は、別に配布する入札参加資格審査申請書及び添付書類(以下「資格審査申請書等」という。)を持参により提出し入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、入札参加資格審査申請書の様式は、企業団ホームページからダウンロードすることができる。

(ア) 資格審査申請書等の配布及び提出期間等

ア 期間 この公告の日から令和8年7月10日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

イ 時間 午前9時から午後5時まで

ウ 場所 長門川水道企業団事務所
千葉県印旛郡栄町安食台1丁目2番

電話 0476-33-7718 FAX 0476-80-0760

エ 提出部数 2部 (正1・副1)

(イ) 入札参加資格の審査結果通知

令和8年7月15日(水)にファクシミリにより通知するので、企業団窓口において入札参加資格審査結果通知書を受領すること。

(ウ) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。

なお、説明を求める場合は令和8年7月21日(火)までに、企業団に説明を求める旨の書面を持参しなければならない。

(エ) 理由の説明は、説明を求められた日から3日以内に書面により行う。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額を契約保証金として納付すること。ただし、契約金額の100分の10以上の額の契約保証がなされていることが証明される次のいずれかの書類を提出することをもって、これに代えることができる。

- ア 金融機関等の保証書
- イ 公共工事履行保証証券
- ウ 履行保証保険証券

(3) 入札書に記載する金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税額を加算した金額をもって落札価格とする。

(4) 入札に関する注意事項

ア 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。

イ 入札書、誓約書及び委任状には、業務名及び業務の場所を、この公告の記載に従い記入すること。

ウ 入札者が代理人である場合においても、誓約書及び入札書には、代表印を押印すること。

エ 誓約書及び代理人が入札を行う場合で委任状の提出がないときは、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では修正できない。

オ 年間委任状が提出されている場合は、その写しを提出すること。

カ 本件に係る入札参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。

キ 予定価格と入札書の金額の差が大きい場合には、入札後、見積書を受け付けない場合がある。

ク 入札参加資格審査結果通知書を受領した後希望しない場合には、入札に参加しないことができる。この場合においては、郵送又は持参により企業団水道課業務係に入札辞退届を提出すること。

~~(5) 工事費内訳書の提示~~

~~ア 第1回の入札に際し、工事費内訳書を提示すること。~~

~~イ 工事費内訳書の様式は任意とするが、数量、単価、金額等内訳金額を明示し、工事費内訳書としての内容を備えているものであること。~~

~~ウ 工事費内訳書を、提示しない場合には、入札を無効とする。~~

(6) 入札の執行

入札参加資格の確認をした場合において、資格を有すると認められた者が1人

であっても、特別な事情がない限り、入札を行うものとする。

(7) 落札者の決定

本業務の入札については予定価格以下で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(8) 契約締結時期

落札者は、その決定を受けた日から7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、水道課長の承諾を得て、この期間を延長することができる。

(9) その他

ア 資格審査申請書等の作成に係る説明会及び現場説明会は、実施しない。

イ 資格審査申請書等に係るヒアリングは実施しない。ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。

ウ 提出された資格審査申請書等は、返還しない。

なお、法令又は条例に基づく場合、申請者の同意のある場合等を除き、入札参加資格の審査以外の目的のために利用し、又は提供しない。

エ 期間は、事情により変更することがある。

オ 入札参加者は、入札約款を熟読し、入札の心得を遵守すること。

カ 落札者は、資格審査申請書等に記載した配置予定の技術者を、本業務に配置すること。

8 問合せ先

長門川水道企業団 水道課 業務係

電話 0476-33-7718 FAX 0476-80-0760

メールアドレス nagato01@nagatogawa.jp